

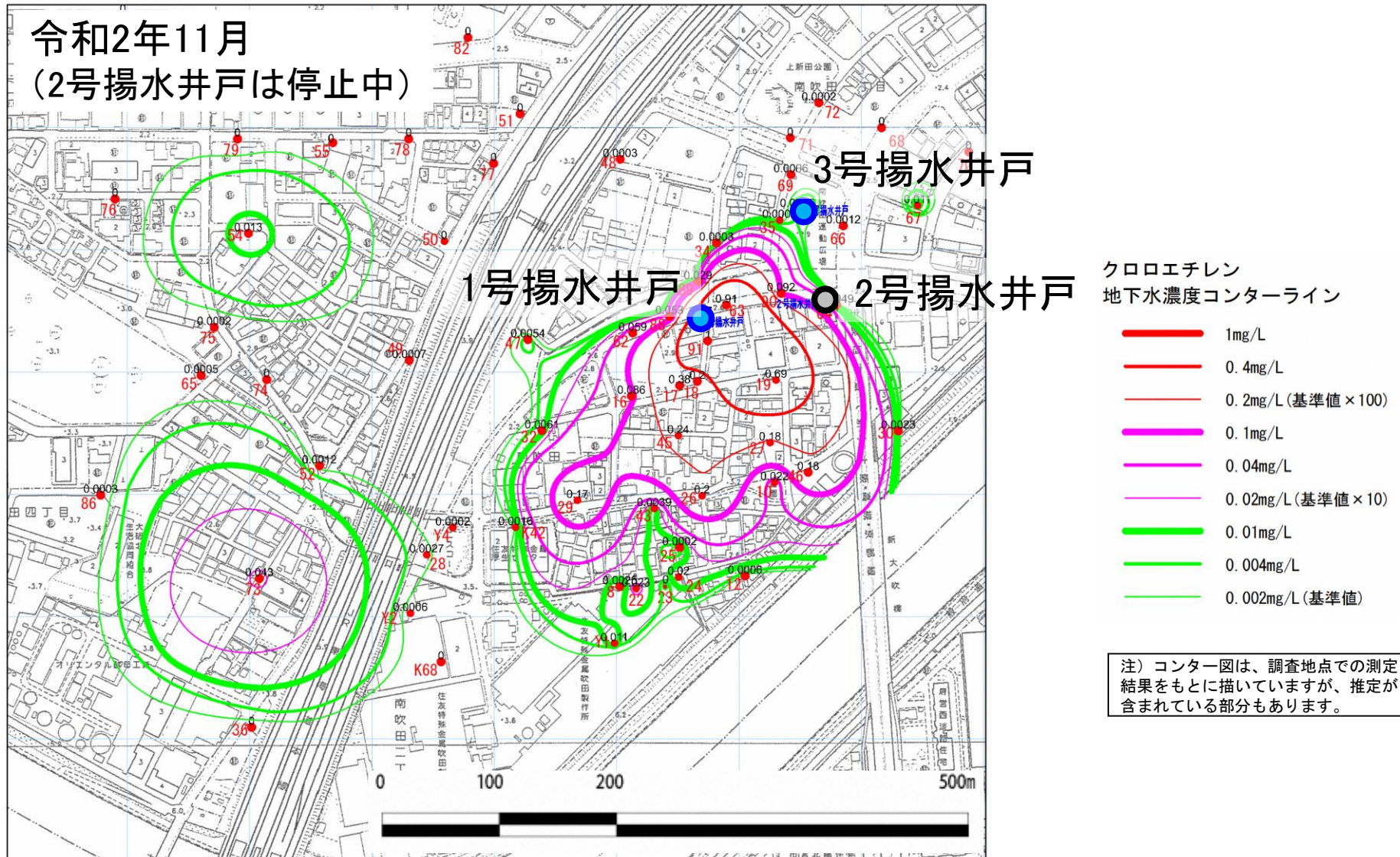
資料 3

JR東海道本線西側の今後の方針（案）について

西側の現在の状況

第1帯水層の地下水汚染濃度コンター図 (クロロエチレン)

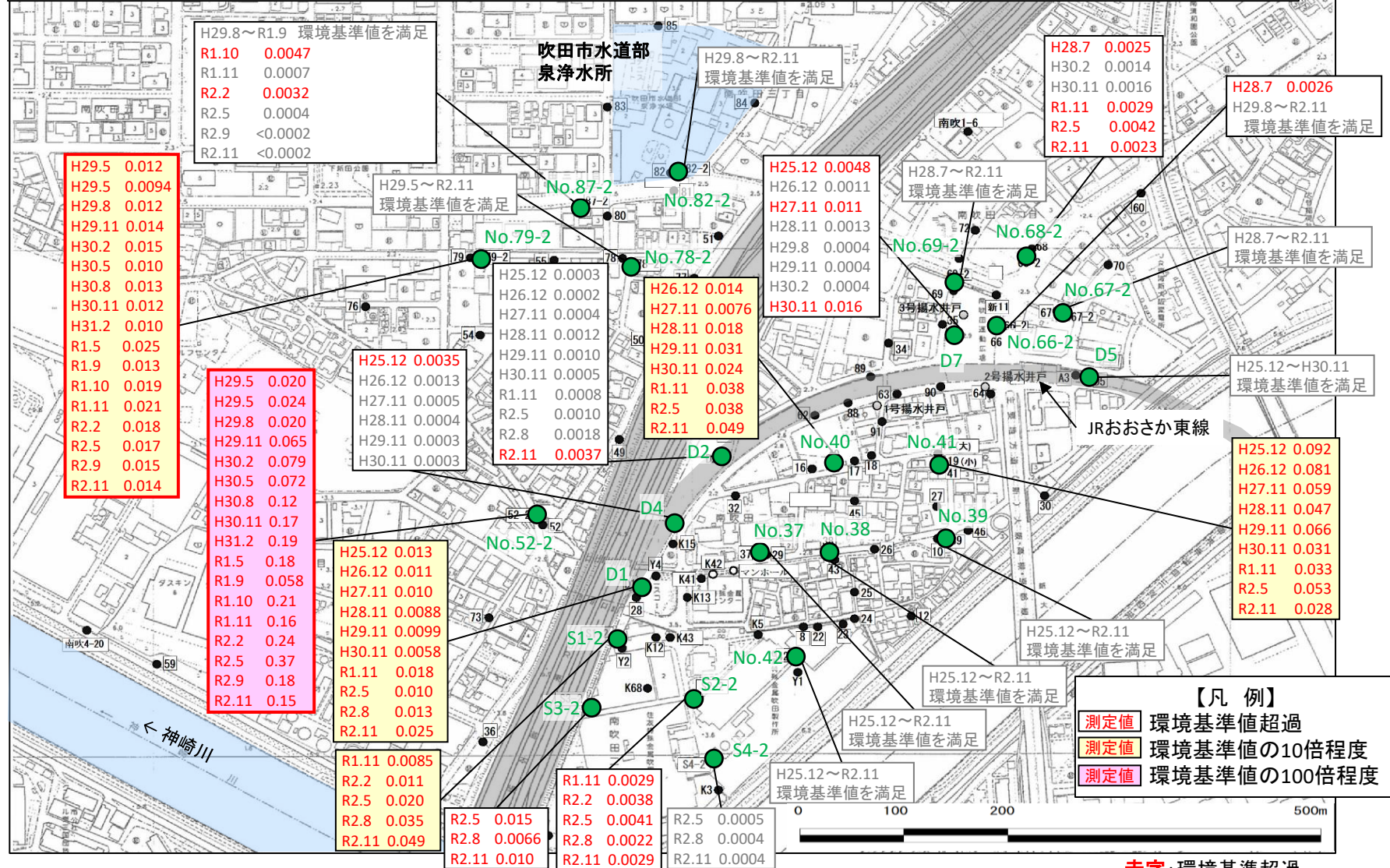
▶ 第1帯水層の汚染レベルは、東側の対策の浄化目標（環境基準の10倍以下）と同程度であり、自然減衰による濃度低下が期待できる。



第2帯水層(クロロエチレン) 環境基準0.002mg/L

(資料2 スライド4)

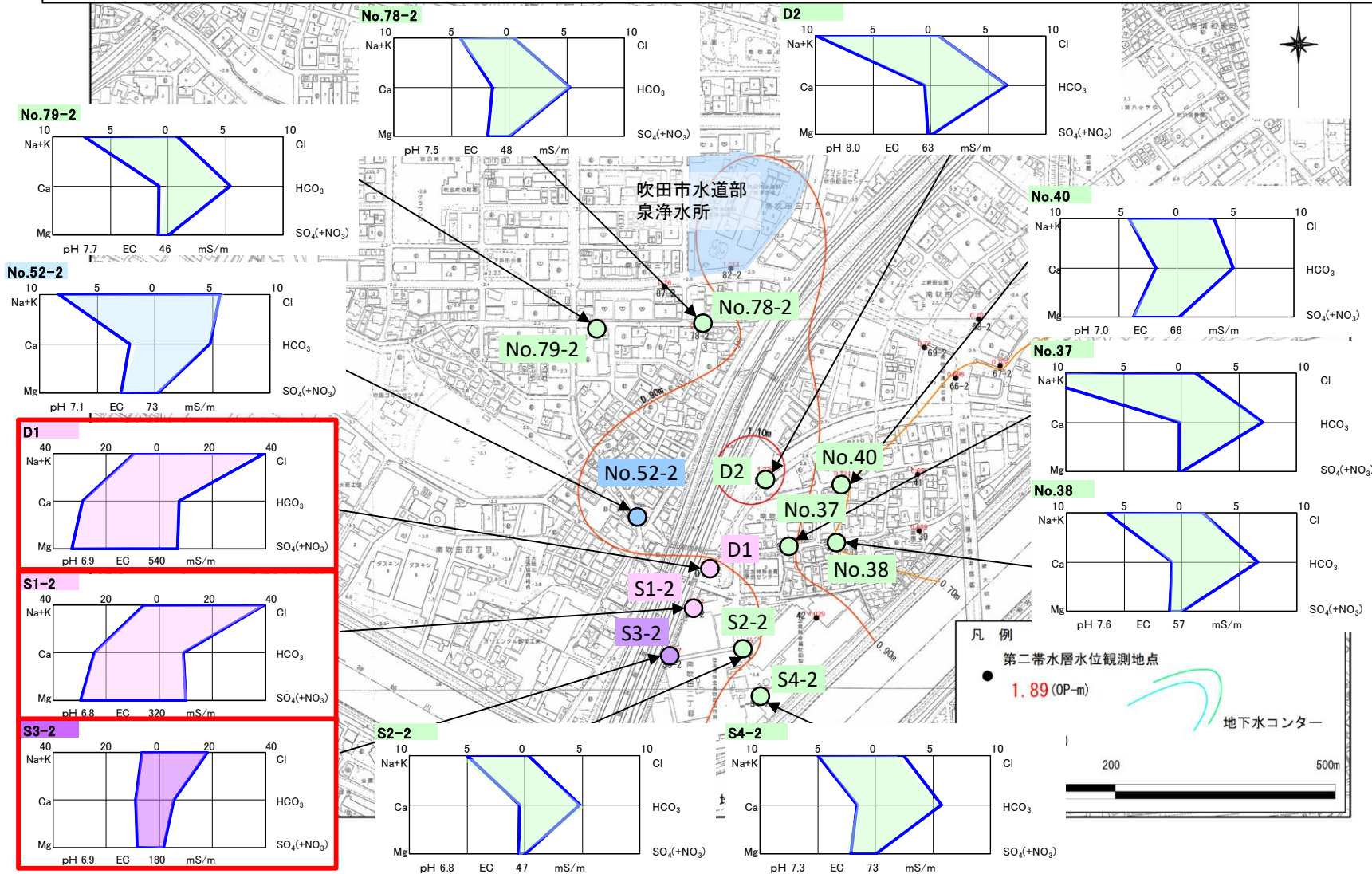
➤ 第2帯水層では、1, 2-ジクロロエチレン、クロロエチレンの基準値超過が認められ、No. 52-2井戸の濃度が特に高い(最大: 基準値の185倍 (R2.5))。



赤字: 環境基準超過

第2帯水層の地下水の流動状況 (資料2 スライド22)

- 第2帯水層の地下水位等高線図から、高濃度汚染が確認されているNo. 52-2井戸から水道部へ向かう流れは想定しにくい。
- D1, S1-2, S3-2井戸（工場西側敷地境界付近）は特徴的な水質組成（Mg-CL型, Ca-CL型）を示しており、同井戸からNo. 52-2井戸へと向かう直線的な地下水の流れは考えにくい。



注) D1, S1-2, S3-2のヘキサダイアグラムは、他の地点とスケールが異なる(最大40mEq/L)

市が地下水浄化に 取り組む目的

- ・ 水道部泉浄水所の
水道水源への汚染到
達の防止
- ・ 地域住民の不安解消
- ・ まちづくりへの影響
の低減

エリア	取組
西側	<p>【方針案】</p> <h3>地下水位及び地下水質の継続的モニタリング</h3> <p>市街地の地下水位及び地下水質の継続的モニタリングにより、既往調査結果と大きな変化がないか確認する。特に水道部近傍の第2帯水層のNo. 82-2, No. 87-2及びNo. 78-2井戸の水質測定結果を注視する。</p> <p>また、泉浄水所地下水原水の水質についても、既往調査結果と大きな変化がないか確認する。</p> <p>今後、地下水位及び地下水質の継続的モニタリングを行ううえで、専門家会議のご意見を踏まえ、基準点や基準値を設け、基準値を超過した場合等の対応について、策定していく（管理基準等の設定）。</p>
東側	<ul style="list-style-type: none">・ 揚水井戸 1号～3号による揚水対策・ 地下水位及び地下水質の継続的モニタリング
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 工場内の地下水浄化の継続的推進・ 開発事業者等への指導の継続

スケジュール

エリア	取組内容	R2年度		R3年度												
		2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
西側	管理基準等案の検討															
西側	専門家会議 ○ 西側方針案への助言					管理基準案への助言										
全域	水位・水質測定	○			○			○			○				○	